

新旧対照表（1／2） 高知県住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金交付要綱

※変更箇所（下線・赤字）

旧	新	摘要
高知県住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金交付要綱	高知県住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金交付要綱	
第1条～第19条 略	第1条～第19条 略	
附則 1 この要綱は、令和6年1月30日から施行する。 2 県が市町村に、令和6年1月29日より前に交付決定したものについては、別表第1を適用するものとし、令和6年1月30日以降に交付決定したものについては、別表第1の2を適用するものとする。	附則 1 この要綱は、令和6年1月30日から施行する。 2 県が市町村に、令和6年1月29日より前に交付決定したものについては、別表第1を適用するものとし、令和6年1月30日以降に交付決定したものについては、別表第1の2を適用するものとする。 <u>附則</u> <u>1 この要綱は、令和6年7月 日から施行する。</u> <u>2 県が市町村に、令和6年1月29日より前に交付決定したものについては、別表第1を適用するものとし、令和6年1月30日以降に交付決定したものについては、別表第1の2を適用するものとする。</u>	今回の一部改正に伴った附則の追加
別表第1（第4条関係） 略	別表第1（第4条関係） 略	交付要綱変更前の補助対象事業

【次ページに続く】

新旧対照表（2／2） 高知県住宅用太陽光発電設備等導入推進事業費補助金交付要綱

※変更箇所（下線・赤字）

旧	新	摘要												
別表第1の2（第4条関係） （1）補助率及び補助金額 間接補助率とは、市町村が間接補助事業者に間接補助金を交付する際の1kW当たりの補助額のことをいう。 補助金額は、補助事業者が設置する住宅用太陽光発電設備と蓄電池設備等の設置に対する補助金額の合計額とする。kW当たりの補助額は1件ごとに設備容量の小数点第3位までを切り捨て、補助率をかけるものとし、1件あたりの合計額に千円未満の端数が発生する場合は、1件ごとに千円未満を切り捨て交付する。 <table><tr><th>補助対象事業</th><th>補助率及び補助金額</th></tr><tr><td>1 住宅用太陽光発電設備設置</td><td>補助金額は、間接補助事業者が設置する太陽光発電設備の設備容量に、以下のいずれかの補助率を乗じた額以内とし、上限を1件当たり20万円とする。 （1）間接補助率が、4万円/kW未満の場合 補助率は、間接補助率と同率とする。 （2）間接補助率が、4万円/kW以上の場合 補助率は、4万円/kWとする。</td></tr><tr><td>2 住宅用蓄電池等設備設置</td><td>以下のいずれかによるものとし、間接補助事業者ごとに、どちらか一方のみを利用できるものとする。 （1）補助対象設備を住宅用蓄電池設備とする場合、補助金額は、間接補助事業者が設置する蓄電池設備の設備容量に、補助率として4万円/kWhを乗じた額以内とし、上限を1件当たり40万円とする。 （2）補助対象設備をV2H充放電設備とする場合、次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和4年度補正・令和5年度補助金）の補助対象設備とする。なお、V2H充放電設備補助金との併用可能とし、今後次世代自動車振興センターにおいて、補助対象設備が追加される場合には、本事業の補助対象設備に追加する。 補助金額は、以下のいずれかの少ない方とし、上限を1件当たり30万円とする。 ① 次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和4年度補正・令和5年度補助金）における銘柄ごとの補助金交付上限額に0.4を乗じた金額 ② V2H充放電設備の購入費（税抜）に0.2を乗じた金額 次世代自動車振興センター：令和4年度補正・令和5年度補助金（V2H充放電設備） https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html V2H充放電設備補助金 令和4年度補助対象一覧（補助金交付額） https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4ho/R4ho_v2h_meigaragotojougen.pdf</td></tr></table>	補助対象事業	補助率及び補助金額	1 住宅用太陽光発電設備設置	補助金額は、間接補助事業者が設置する太陽光発電設備の設備容量に、以下のいずれかの補助率を乗じた額以内とし、上限を1件当たり20万円とする。 （1）間接補助率が、4万円/kW未満の場合 補助率は、間接補助率と同率とする。 （2）間接補助率が、4万円/kW以上の場合 補助率は、4万円/kWとする。	2 住宅用蓄電池等設備設置	以下のいずれかによるものとし、間接補助事業者ごとに、どちらか一方のみを利用できるものとする。 （1）補助対象設備を住宅用蓄電池設備とする場合、補助金額は、間接補助事業者が設置する蓄電池設備の設備容量に、補助率として4万円/kWhを乗じた額以内とし、上限を1件当たり40万円とする。 （2）補助対象設備をV2H充放電設備とする場合、次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和4年度補正・令和5年度補助金）の補助対象設備とする。なお、V2H充放電設備補助金との併用可能とし、今後次世代自動車振興センターにおいて、補助対象設備が追加される場合には、本事業の補助対象設備に追加する。 補助金額は、以下のいずれかの少ない方とし、上限を1件当たり30万円とする。 ① 次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和4年度補正・令和5年度補助金）における銘柄ごとの補助金交付上限額に0.4を乗じた金額 ② V2H充放電設備の購入費（税抜）に0.2を乗じた金額 次世代自動車振興センター：令和4年度補正・令和5年度補助金（V2H充放電設備） https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html V2H充放電設備補助金 令和4年度補助対象一覧（補助金交付額） https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4ho/R4ho_v2h_meigaragotojougen.pdf	別表第1の2（第4条関係） （1）補助率及び補助金額 間接補助率とは、市町村が間接補助事業者に間接補助金を交付する際の1kW当たりの補助額のことをいう。 補助金額は、補助事業者が設置する住宅用太陽光発電設備と蓄電池設備等の設置に対する補助金額の合計額とする。kW当たりの補助額は1件ごとに設備容量の小数点第3位までを切り捨て、補助率をかけるものとし、1件あたりの合計額に千円未満の端数が発生する場合は、1件ごとに千円未満を切り捨て交付する。 <table><tr><th>補助対象事業</th><th>補助率及び補助金額</th></tr><tr><td>1 住宅用太陽光発電設備設置</td><td>補助金額は、間接補助事業者が設置する太陽光発電設備の設備容量に、以下のいずれかの補助率を乗じた額以内とし、上限を1件当たり20万円とする。 （1）間接補助率が、4万円/kW未満の場合 補助率は、間接補助率と同率とする。 （2）間接補助率が、4万円/kW以上の場合 補助率は、4万円/kWとする。</td></tr><tr><td>2 住宅用蓄電池等設備設置</td><td>以下のいずれかによるものとし、間接補助事業者ごとに、どちらか一方のみを利用できるものとする。 （1）補助対象設備を住宅用蓄電池設備とする場合、補助金額は、間接補助事業者が設置する蓄電池設備の設備容量に、補助率として4万円/kWhを乗じた額以内とし、上限を1件当たり40万円とする。 （2）補助対象設備をV2H充放電設備とする場合、次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和4年度補正・令和5年度補助金）の補助対象設備とする。なお、V2H充放電設備補助金との併用可能とし、今後次世代自動車振興センターにおいて、補助対象設備が追加される場合には、本事業の補助対象設備に追加する。 補助金額は、以下のいずれかの少ない方とし、上限を1件当たり30万円とする。 ① 次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和4年度補正・令和5年度補助金）における銘柄ごとの補助金交付上限額に0.4を乗じた金額 <u>※次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和5年度補正・令和6年度補助金）において補助対象設備として追加された銘柄の補助金額は、次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和5年度補正・令和6年度補助金）における銘柄ごとの補助金交付上限額（補助率1/2）に0.4を乗じた金額</u> ② V2H充放電設備の購入費（税抜）に0.2を乗じた金額 次世代自動車振興センター：令和5年度補正・令和6年度補助金（V2H充放電設備） https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html 次世代自動車振興センター：令和4年度補正・令和5年度補助対象V2H充放電設備 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4ho/R4ho_v2h_meigaragotojougen.pdf <u>次世代自動車振興センター：令和5年度補正・令和6年度補助対象V2H充放電設備</u> <u>https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h-v2l_pdf/R6/R6_v2h_meigaragotojougen.pdf</u></td></tr></table>	補助対象事業	補助率及び補助金額	1 住宅用太陽光発電設備設置	補助金額は、間接補助事業者が設置する太陽光発電設備の設備容量に、以下のいずれかの補助率を乗じた額以内とし、上限を1件当たり20万円とする。 （1）間接補助率が、4万円/kW未満の場合 補助率は、間接補助率と同率とする。 （2）間接補助率が、4万円/kW以上の場合 補助率は、4万円/kWとする。	2 住宅用蓄電池等設備設置	以下のいずれかによるものとし、間接補助事業者ごとに、どちらか一方のみを利用できるものとする。 （1）補助対象設備を住宅用蓄電池設備とする場合、補助金額は、間接補助事業者が設置する蓄電池設備の設備容量に、補助率として4万円/kWhを乗じた額以内とし、上限を1件当たり40万円とする。 （2）補助対象設備をV2H充放電設備とする場合、次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和4年度補正・令和5年度補助金）の補助対象設備とする。なお、V2H充放電設備補助金との併用可能とし、今後次世代自動車振興センターにおいて、補助対象設備が追加される場合には、本事業の補助対象設備に追加する。 補助金額は、以下のいずれかの少ない方とし、上限を1件当たり30万円とする。 ① 次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和4年度補正・令和5年度補助金）における銘柄ごとの補助金交付上限額に0.4を乗じた金額 <u>※次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和5年度補正・令和6年度補助金）において補助対象設備として追加された銘柄の補助金額は、次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和5年度補正・令和6年度補助金）における銘柄ごとの補助金交付上限額（補助率1/2）に0.4を乗じた金額</u> ② V2H充放電設備の購入費（税抜）に0.2を乗じた金額 次世代自動車振興センター：令和5年度補正・令和6年度補助金（V2H充放電設備） https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html 次世代自動車振興センター：令和4年度補正・令和5年度補助対象V2H充放電設備 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4ho/R4ho_v2h_meigaragotojougen.pdf <u>次世代自動車振興センター：令和5年度補正・令和6年度補助対象V2H充放電設備</u> <u>https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h-v2l_pdf/R6/R6_v2h_meigaragotojougen.pdf</u>	国 V2H 補助金にて補助対象に追加された銘柄の金額の算定方法の明文化
補助対象事業	補助率及び補助金額													
1 住宅用太陽光発電設備設置	補助金額は、間接補助事業者が設置する太陽光発電設備の設備容量に、以下のいずれかの補助率を乗じた額以内とし、上限を1件当たり20万円とする。 （1）間接補助率が、4万円/kW未満の場合 補助率は、間接補助率と同率とする。 （2）間接補助率が、4万円/kW以上の場合 補助率は、4万円/kWとする。													
2 住宅用蓄電池等設備設置	以下のいずれかによるものとし、間接補助事業者ごとに、どちらか一方のみを利用できるものとする。 （1）補助対象設備を住宅用蓄電池設備とする場合、補助金額は、間接補助事業者が設置する蓄電池設備の設備容量に、補助率として4万円/kWhを乗じた額以内とし、上限を1件当たり40万円とする。 （2）補助対象設備をV2H充放電設備とする場合、次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和4年度補正・令和5年度補助金）の補助対象設備とする。なお、V2H充放電設備補助金との併用可能とし、今後次世代自動車振興センターにおいて、補助対象設備が追加される場合には、本事業の補助対象設備に追加する。 補助金額は、以下のいずれかの少ない方とし、上限を1件当たり30万円とする。 ① 次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和4年度補正・令和5年度補助金）における銘柄ごとの補助金交付上限額に0.4を乗じた金額 ② V2H充放電設備の購入費（税抜）に0.2を乗じた金額 次世代自動車振興センター：令和4年度補正・令和5年度補助金（V2H充放電設備） https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html V2H充放電設備補助金 令和4年度補助対象一覧（補助金交付額） https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4ho/R4ho_v2h_meigaragotojougen.pdf													
補助対象事業	補助率及び補助金額													
1 住宅用太陽光発電設備設置	補助金額は、間接補助事業者が設置する太陽光発電設備の設備容量に、以下のいずれかの補助率を乗じた額以内とし、上限を1件当たり20万円とする。 （1）間接補助率が、4万円/kW未満の場合 補助率は、間接補助率と同率とする。 （2）間接補助率が、4万円/kW以上の場合 補助率は、4万円/kWとする。													
2 住宅用蓄電池等設備設置	以下のいずれかによるものとし、間接補助事業者ごとに、どちらか一方のみを利用できるものとする。 （1）補助対象設備を住宅用蓄電池設備とする場合、補助金額は、間接補助事業者が設置する蓄電池設備の設備容量に、補助率として4万円/kWhを乗じた額以内とし、上限を1件当たり40万円とする。 （2）補助対象設備をV2H充放電設備とする場合、次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和4年度補正・令和5年度補助金）の補助対象設備とする。なお、V2H充放電設備補助金との併用可能とし、今後次世代自動車振興センターにおいて、補助対象設備が追加される場合には、本事業の補助対象設備に追加する。 補助金額は、以下のいずれかの少ない方とし、上限を1件当たり30万円とする。 ① 次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和4年度補正・令和5年度補助金）における銘柄ごとの補助金交付上限額に0.4を乗じた金額 <u>※次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和5年度補正・令和6年度補助金）において補助対象設備として追加された銘柄の補助金額は、次世代自動車振興センターが行うV2H充放電設備補助金（令和5年度補正・令和6年度補助金）における銘柄ごとの補助金交付上限額（補助率1/2）に0.4を乗じた金額</u> ② V2H充放電設備の購入費（税抜）に0.2を乗じた金額 次世代自動車振興センター：令和5年度補正・令和6年度補助金（V2H充放電設備） https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h.html 次世代自動車振興センター：令和4年度補正・令和5年度補助対象V2H充放電設備 https://www.cev-pc.or.jp/hojo/pdf/R4ho/R4ho_v2h_meigaragotojougen.pdf <u>次世代自動車振興センター：令和5年度補正・令和6年度補助対象V2H充放電設備</u> <u>https://www.cev-pc.or.jp/hojo/v2h-v2l_pdf/R6/R6_v2h_meigaragotojougen.pdf</u>													
（2）補助対象経費については、市町村が定める補助要綱のとおりとする。	（2）補助対象経費については、市町村が定める補助要綱のとおりとする。													